

議案第 5 4 号

狭山市消防長の任命資格を定める条例及び狭山市消防本部及び消防署の設置等  
に関する条例を廃止する等の条例

( 狭山市消防長の任命資格を定める条例及び狭山市消防本部及び消防署の設置等  
に関する条例の廃止 )

第 1 条 次に掲げる条例は、廃止する。

( 1 ) 狭山市消防長の任命資格を定める条例 ( 平成 2 2 年条例第 1 号 )

( 2 ) 狭山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例 ( 昭和 4 1 年条例第 2 号 )

( 狭山市職員定数条例の一部改正 )

第 2 条 狭山市職員定数条例 ( 昭和 3 5 年条例第 2 2 号 ) の一部を次のように改正す  
る。

第 1 条中「消防職員及び」を削る。

第 2 条第 1 項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とする。

( 狭山市事務手数料条例の一部改正 )

第 3 条 狭山市事務手数料条例 ( 昭和 5 1 年条例第 1 号 ) の一部を次のように改正す  
る。

別表中 6 1 の項から 7 0 の項までを削り、7 1 の項を 6 1 の項とし、7 2 の項及  
び 7 3 の項を削る。

( 狭山市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部改正 )

第 4 条 狭山市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例 ( 昭和 3 9 年条例第  
2 2 号 ) の一部を次のように改正する。

第 1 条、第 2 条及び第 3 条の 2 第 1 項中「消防吏員及び」を削る。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

平成24年8月30日提出

狭山市長 仲川 幸成

提案理由

埼玉西部消防組合を設立し、消防事務を共同して処理することに伴い、当該消防事務に係る条例の廃止及び所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。